

大通達甲（警）第3号
令和7年2月27日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

警察本部長

警察証明事務取扱要綱の改正について（通達）

警察証明事務の取扱いについては、「警察証明事務取扱要綱の改正について」（令和4年10月3日付け大通達甲（警）第12号）に基づき運用しているところであるが、この度、地方出入国在留管理官署において行う在留カード及び特別永住者証明書の紛失等による再交付に関し、遺失届又は盗難被害届受理に係る証明に代えて、遺失届出受理番号等を教示することにより、再交付申請が可能となることに伴い、別添のとおり「警察証明事務取扱要綱」を改正し、令和7年3月3日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（警務課企画係）

別添

警察証明事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察における各種証明（以下「警察証明」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的心構え

職員は、警察証明が、公的な証明力を有し、その用途によっては関係者の利害得失に多大な影響を及ぼし、不正に利用されるおそれもあることを常に意識した上で、その取扱いには特に慎重を期さなければならない。また、願出人に対しては、親切丁寧に接するとともに、適正かつ能率的に事務処理を行い、住民の利便を図るように努めなければならない。

第3 証明発給者

各所属に証明発給者を置き、当該所属の長をもって充てる。

第4 事務取扱者

各所属に証明事務取扱者を置き、警察本部にあっては次席（次席の職務に準ずる職を含む。）を、警察署にあっては総務課（総務会計課を含む。）の職員をもって充てる。

第5 警察証明の種類

警察証明の種類は、警察行政に関する事項で事実であることを証明する事実証明及び届出を受理したことを証明する届出証明とする。

第6 警察証明の発給対象

1 事実証明

事実証明は、事実の証明ができる事項で、かつ、その証明の必要性が客観的に認められるものについて行うものとする。

2 届出証明

届出証明は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は願出人がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるもの
- (4) 前記(3)に掲げる事項以外の事項で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別の事情が認められるもの

第7 警察証明の除外事項

前記第6に規定する警察証明の発給対象に該当するものであっても、次に掲げる事項に該当するものについては、警察証明を行わないものとする。

- (1) 個人の秘密に関するもの
- (2) 公序良俗を害するおそれのあるもの

- (3) 証明の必要事由、使用目的、提出先等が明らかでないもの
- (4) 願出人が正当な者でないもの
- (5) 願出人に直接関係のないもの
- (6) 証明願の内容に虚偽の事項があるもの
- (7) 民事事件に悪用され、又は紛議を生ずるおそれがあると判断されるもの
- (8) 警察が秘密扱いとしているもの及び警察が関与すべきでない認められるもの
- (9) その他証明発給者が不適当と認めるもの

第8 証明願

証明願の受理は、証明願（第1号様式）により行うものとする。この場合においては、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号）に基づき手数料を徴収するものとする。

第9 証明書の交付

証明書の交付は、事実証明にあつては事実証明書（第2号様式）により、届出証明にあつては届出証明書（第3号様式）により行うものとする。

第10 警察証明発給記録・消印実績簿

証明発給者は、警察証明発給記録・消印実績簿（第4号様式）により、証明願の受理及び証明書の交付の状況を明らかにしておくものとする。

第11 細目事項

警察証明に関する事務の細目事項は、警務部警務課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

別表

省庁名	件 名
外務省	旅券
国税庁	雑損控除の対象となる物件 (雑損控除申請のため)
最高裁判所	有価証券等 (公示催告手続申立のため)

第 1 号様式

証 明 願 殿 年 月 日 願出人 住 所 職 業 氏 名 (代理人の場合は当事者との関係) 電話番号			
☐ 事実 次の ☐ 届出をしたこと について証明願います。			
証明書の利用目的		証明書の提出先	
証明申請の内容			

※ 処 理 経 過 欄		証 紙
受 理 月 日		
受 理 番 号		
担 当 者 氏 名		

備考 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を「証紙」欄に貼付すること。

第 2 号様式

証明番号第 号

事 実 証 明 書

年 月 日

(願出人)

住 所

氏 名 様

(代理人の場合は、当事者との関係)

所 属 長 印

次のとおり、事実相違ないことを証明します。

種 別	
当 事 者	住所 氏名
事 実 の 内 容	

第 3 号様式

証明番号第 号

届 出 証 明 書

年 月 日

(願出人)

住 所

氏 名 様

(代理人の場合は、当事者との関係)

所 属 長 印

☐ 遺失

次のとおり、☐ 被害 届出を受理していることを証明します。

☐ 行方不明者

遺失者不明	住所 氏名		
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間		
場 所			
物 品 ・ 金 額			
届 出 月 日	年 月 日	届 出 先	

第4号様式

警察証明発給記録・消印実績簿

[illegible]

備考 手数料を証紙により徴収した場合は「消印額」欄に、電子収納した場合は「電子収納額」欄にそれぞれ記載すること。